

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の

改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

○内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 令第一号（平成十四年一月十一日）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第六条第一項、第二項及び第八項並びに第七条第五項並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）第八条第二項及び第九条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号へ中「に該当する第一種指定化学物質」の下に「があるもの」を加え、「当該特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している特定その他事業所」を「特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定その他事業所」に改める。

第五条第一項中「別記様式の」を「様式第一による」に改める。

本則に次の八条を加える。

（対応化学物質分類名）

第七条 法第六条第一項の対応化学物質分類名は別表の上欄に、各分類に属する第一種指定化学物質は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

（対応化学物質分類名への変更等の請求の方法）

第八条 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第二による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。

2 法第六条第八項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第三による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。

3 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第六条第一項及び第八項の請求は、それぞれ当

該事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

（都道府県知事が説明を求める方法）

第九条 都道府県知事は、法第七条第五項の規定により説明を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出して行わなければならない。

一 説明を求める事項に係る事業者名、事業所名及び対応化学物質分類名

二 主務大臣に対して求める説明の内容

三 説明を求める理由

（手数料を現金により納付できる場合）

第十条 令第八条第二項に規定する主務省令で定める場合は、主務大臣が、その事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した場合とする。

（電子情報処理組織を使用した届出等の方法）

第十一条 令第九条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等をしようとする者は、第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を法第二条第七項の入出力装置（令第九条第一項に規定するものに限る。次項において同じ。）から入力しなければならない。

一 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者 法第二条第七項の規定により主務大臣の指定する電子計算機（以下「指定電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項

二 法第六条第一項の請求をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名変更請求様式に記録すべき事項

三 法第六条第八項の請求をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に記録すべき事項

2 前項の場合において、同項第二号又は第三号に掲げる者は、同号により入力した事項についての事実を証する情報を入出力装置から入力し、又は当該事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

（事前の届出等）

第十二条 令第九条第二項の規定による届出は、法

- 第五条第二項の規定による届出をしようとする者が、様式第四による届出書を都道府県知事にあらかじめ提出することにより行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかに様式第五による届出書にその旨を記入し、都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。
- 5 前四項の規定は、法第六条第一項又は第八項の請求について準用する。この場合において、第一項中「様式第四」とあるのは「様式第六」と、第一項から第四項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、それぞれ読み替えるものとする。

(磁気ディスクによる届出等の方法)

第十三条 令第九条第三項の規定により磁気ディスクにより届出等をしようとする者は、第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第七による磁気ディスク提出票を提出す

ることにより行わなければならない。

- 一 法第五条第二項の規定による届出をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な排出量等届出様式に記録すべき事項
- 二 法第六条第一項の請求をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名変更請求様式に記録すべき事項
- 三 法第六条第八項の請求をしようとする者 指定電子計算機に備えられたファイルから入手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に記録すべき事項
- 2 前項の場合において、同項第二号又は第三号に掲げる者は、同号により記録した事項についての事実を証する情報を前項の磁気ディスクに記録し、又は当該事実を証する書類を主務大臣に提出しなければならない。

(磁気ディスクにはり付ける書面)

第十四条 前条の磁気ディスク(フレキシブルディスクカートリッジに限る。)には、日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 事業所の名称
- 三 提出年月日

附則の次に次の別表を加える。(別表省略)

第一種指定化学物質の排出量当の届出事項の集計方法を定める省令

○経済産業省、環境省令第一号(平成十四年一月十一日)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号) 第八条第一項、第二項及び第三項並びに第九条の規定に基づき、第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令を次のように定める。

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(届出事項のファイルへの記録の方法)

第二条 法第八条第一項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、経済産業大臣及び環境大臣が定める。

(届出事項の通知の方法)

第三兵 法第八条第二項の規定による主務大臣及び都道府県知事への通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、主務大臣については当該主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを、都道府県知事については当該都道府県知事が管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものをそれぞれ磁気ディスクに複製したものの交付により行うものとする。

(届出事項の集計の方法)

第四条 法第八条第三項の規定によるファイル記録事項の集計は、ファイル記録事項を第一種

指定化学物質の名称及び対応化学物質分類名（以下「物質名」という。）ごとに集計するとともに、当該物質名について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 業種
- 三 都道府県及び業種
- 四 業種及び事業所において常時使用される従業員の数の区分
- 五 都道府県、業種及び前号の従業員の数の区分

（届け出られた排出量以外の排出量の算出事項）
第五条 法第九条第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第三条各号に掲げる業種に属する事業を営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込める第一種指定化学物質の量（法第五条第二項の規定により届け出られたもの及び第四号に掲げるものを除く。）
- 二 令第三条各号に掲げる業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者の事業活動に伴って環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量（第四号に掲げるものを除く。）
- 三 家庭から環境に排出されていると見込まれる

第一種指定化学物質の量（次号に掲げるものを除く。）

四 移動体から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量

（届け出られた排出量以外の排出量の集計方法）

第六条 法第九条第二項の規定による集計は、同条第一項の規定により算出した排出量を第一種指定化学物質の名称ごとに集計するとともに、当該第一種指定化学物質の名称について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

- 一 都道府県
- 二 経済産業大臣及び環境大臣が別に定める動体の区分
- 三 都道府県及び前号の移動体の区分

附 則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。